

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管課 地域交流部 空港課

法令名	佐賀県佐賀空港条例			法令番号	平成 10 年佐賀県条例第 22 号				
手続名	工作物設置（土地使用）許可、工作物設置（土地使用）変更許可			根拠条項	第 12 条				
審 査 基 準	<p>空港の敷地外に余地がないためやむを得ないものであり、かつ、次の各号に掲げる場合に限り、工作物設置（土地使用）許可を与えることができる。ただし、工作物設置許可は、当該工作物が制限表面に抵触しない場合でなければ行うことができない。工作物設置（土地使用）変更許可についても同様とする。</p> <p>(1) 直接又は間接に空港の便宜となる事業又は施設の用に供する場合</p> <p>(2) 国又は他の地方公共団体が行う空港に直接関連のある業務の用に供する場合</p> <p>(3) 水道、電気、ガス事業その他の公益事業の用に供する場合</p> <p>(4) 空港における工事のための機材置場等の用に供する場合</p> <p>(5) その他佐賀空港事務所長が空港の管理上やむを得ないと認める場合</p>								
受付 機関	佐賀空港事務所	処理 機関	佐賀空港事務所	交付 機関	佐賀空港事務所	標準処理期間	14 日	目次	8
						標準経由期間	日		